

とめ 法人会 NEWS

平成25年7月30日発行

第65号

公益社団法人移行第一回定時総会を開催!!

重点事項に公益事業への積極的な取組みを決議



公益社団法人移行後の第一回定時総会が、五月二十九日、迫町佐沼「ホテルニューグランヴィア」を会場に開催されました。総会には会員四二二社が出席（委任状出席三二二社）して開会し、開会の挨拶で浅野会長は、「平成二十四年度は、一大事業と位置づけた、社団化30周年記念事業、公益社団法人への移行認定取得、協力によって、会員皆様の」協力により全て計画通り達成ができました」と事業報告と感謝を述べられました。

引き続き、来賓の大内佐沼税務署長、布施登米市長から祝辞をいただき議案の審議に入りました。議事には「平成二十四年度事業報告並びに収支決算承認の件」など三議案が上程され、又、今総会から報告事項となった「平成二十四年度事業計画・予算報告」などの四事項が報告され、これら全て原案通り可決決定されました。

総会終了後には、懇親会が開かれ、出席された来賓、会員企業の皆さんは和気あいあいと親睦を深められました。

オフィスのパソコンから
申告・納税! **e-Tax**

●電子証明書を取得した個人の電子申告に際する所得税の税額控除制度が創設されました。
●電子申告における第三者作成書類の発行自動印刷が選択されました。
●税理士が代理送信を行う場合には、納税者本人の電子署名を省略できるようになりました。

法人会が公益社団法人の移行に伴って...
「e-Tax」ホームページ
http://www.e-tax.nta.go.jp

法人会

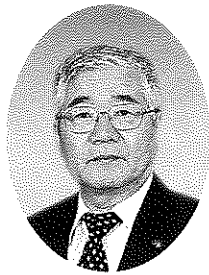


平成二十五年度事業

新役員体制で新年度スタート!

総会で承認された登米法人会の平成二十五年度事業計画は、「公益事業の拡大と積極的な取り組み」「納税意識の高揚と税制への提言」「組織拡大と活動の活性化」の三つを重点実施事項に掲げ、積極的に推進していくことといたしました。

又、公益社団法人初年度役員員の選任が行われ、就任された理事、監事の方々は次のとおりです。(敬称略)

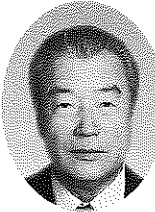


会長 浅野 俊
(株あさの)

筆頭副会長 原野 勇 副会長 熊合康之
(株ヤマガタヤ) (有熊合商店)



副会長 高田次雄
(株高田商店)



専務理事 阿部泰彦
(株ジョイシヨウシンジヤ)

《理事》

- ◇高橋 勝利 (株タカハシ住建・佐沼)
- ◇渡辺 光悦 (株渡辺土建・佐沼)
- ◇伊藤 則男 (有丸大商店・佐沼)
- ◇阿部 賢悟 (株ミヤギ電機・佐沼)
- ◇熊谷 敏明 (熊谷燃料住設・佐沼)
- ◇菅野 幸一郎 (有菅野新聞店・佐沼)
- ◇遠藤 光則 (株ハサマ事務機・佐沼)
- ◇伊藤 秀雄 (有伊豆沼農産・佐沼)
- ◇伊藤 俊郎 (有若寿司・佐沼)
- ◇氏家 良典 (株ウジエスパー・佐沼)
- ◇菅原 文之 (有協和エレクトロニクス・登米)
- ◇後藤 正 (有後藤工業・登米)
- ◇工藤 清彦 (株工藤建設・登米)
- ◇三浦 孝次郎 (東和砕石・東和)
- ◇飯塚 哲朗 (株北上食品工業・東和)
- ◇江畑 武志 (有江畑物産・中田)
- ◇熊谷 貞雄 (株割烹くまがい・中田)
- ◇日下 俊 (有日下公三郎商店・中田)
- ◇後藤 益美 (宮石運輸・中田)
- ◇須藤 正広 (株酒井英雄商店・豊里)
- ◇只野 佳旦 (株只野組・豊里)
- ◇千葉 政典 (株千葉モータース・豊里)
- ◇千葉 治男 (株千葉秀商店・米山)
- ◇今野 秀俊 (有今野商店・米山)
- ◇藤欠 孝一 (有藤丸工業・米山)
- ◇工藤 貞夫 (有工藤工務店・石越)
- ◇門間 幸一 (有門間工務店・南方)
- ◇星 錦也 (株星屋・南方)
- ◇小野寺 均 (有小野寺重機・南方)
- ◇山形 英之 (株山形屋商店・津山)
- ◇佐藤 政寛 (株ヤマサ・青年部会)
- ◇高橋くに子 (株タカハシ住建・女性部会)

《監事》

- ◇佐々木 功一 (有佐々木会計事務所・佐沼)
- ◇木村 和宏 (有住出しセンターきむら・米山)
- ◇鈴木 重司 (有お食事処ホスト・中田)

5/8 青年部会

平成二十五年度総会を開催

青年部会平成二十五年度通常総会が「割烹くまがい」を会場に、会員三十六名(委任状十七名)が出席して開催されました。
午後六時、佐藤部会長の挨拶で開会し、佐沼支部・村上正弘さんが議長に選出され、議事を手際よく進行して、上程された五議案全て原案通り承認されました。

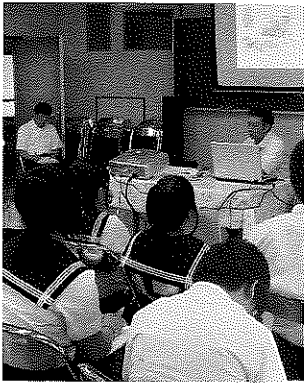


手際よく議事進行する 村上正弘議長

7/11

東和中で租税教室実施

青年部会では、「税金」の大切さを教える「租税教室」を継続して実施しており、今年度初めての教室を東和中学校(3年生55名)で行いました。
佐藤部会長の解りやすい説明に、生徒の皆さんは、税金の大切さを改めて認識した様子でした。



東和中学校租税教室で講師の佐藤部会長

5/21 女性部会

通常総会と講演会開催

平成二十五年度通常総会では、平成二十五年度事業計画案などの四議案が上程され、全て原案どおり承認されました。
総会終了後は、常盤木学園サツカー部阿部由晴監督の「女子力の育み方」と題した講演会が開催され、強いチームには、こと細かに沢山の決まり事、親も一生懸命、三年生でも卒業まで引退はない等々の話し。又、昨年の全国大会で優勝したときのDVDには感動が涙が流れそうになるほどで一時間半があっという間に過ぎてしまいました。



講演会風景



講師の 阿部由晴氏

5/23

鉢花設置事業を継続実施

昨年度から実施している鉢花設置事業。今年度も、登米市内の警察署、市役所、商工会支所へ設置しました。
今回の花は「ガザニア」。晴れた日の日中のみ開花し、それ以外は閉じているそうで、警察署や市役所などお出かけの際には、ぜひ玄関前のお花に目を向けて下さい。



5/14 佐沼支部
支部総会を開催

佐沼支部では、「割烹鹿野」を会場に平成二十五年支部総会を開催。総会では、平成二十四年度事業報告・収支決算承認の件など四議案が上程され、全て原案通り承認されました。



会場ギッシリの総会風景

6/8 支部いちご狩りを実施

今年度も米山町中津山地区のいちごハウスにて恒例の支部いちご狩りを実施しました。当日参加された会員事業所の皆さんは、真っ赤に熟したいちごに舌づつまを打ちながら、箱一杯に収穫していました。



箱一杯に採った子供たち

5/17 中田支部
支部総会が終了

中田支部では、「割烹くまがい」を会場に、支部総会を開催。平成二十五年事業計画等の四議案が決議され、総会はスムーズに終了しました。



中田支部総会風景

5/17 豊里支部
支部総会を開く

平成二十五年支部総会を「四季ホールささき」を会場に開催。上程された平成二十四年度事業報告・収支決算など四議案を原案通り承認しました。

6/11 豊里地域の活性化を図ろう、とライ
フネット生命保険(株)社長出口治明氏を
招き、「地域活性化講演会」を開催
しました。

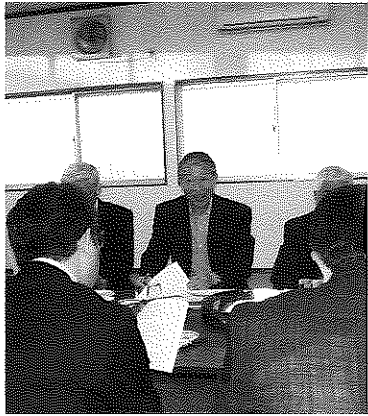
講演で出口氏は、地域特産の米や牛肉を活かす、都市から人を集める工夫が活性化の一方策であると話されました。



会場満杯の講演会風景

5/17 米山支部
全議案原案通り可決

米山支部では、「さしゆん」を会場に平成二十五年支部総会を開き、平成二十四年度事業報告・収支決算承認の件など四議案が上程され、全て原案通り可決承認されました。



議事をすすめる千葉支部長

5/10 石越支部
支部役員全員が再選

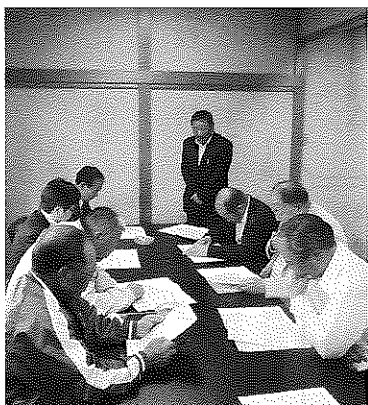
石越支部では、「レストランすぎ岡」を会場に、平成二十五年支部総会を開催し、平成二十五年事業計画(案)など四議案を上程。支部役員改選では、役員全員が再選されました。



開会挨拶する原野支部長

5/23 南方支部
支部総会を開催

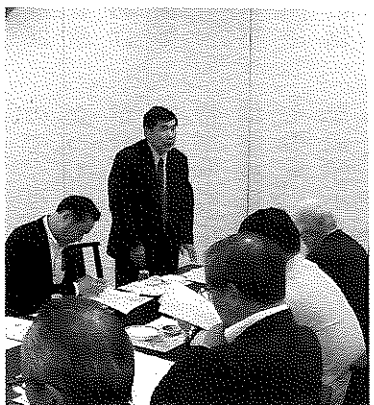
南方支部では、迫町佐沼「割烹小竹」を会場に、平成二十五年支部総会を開催。平成二十五年事業計画(案)・収支予算(案)などが提案され、原案どおり承認されました。



門間支部長の開会挨拶

5/20 津山支部
支部総会で全議案承認

津山支部では、「割烹熊谷」を会場に、平成二十五年支部総会を開催。提案された平成二十五年事業計画(案)・収支予算(案)などの全議案が、原案通り承認されました。



開会挨拶する熊谷支部長

消費税率引き上げに伴う

経過措置 転嫁法 あらまし

消費税率が平成26年4月に8%、平成27年10月に10%と2段階で引き上げられる予定になっています。

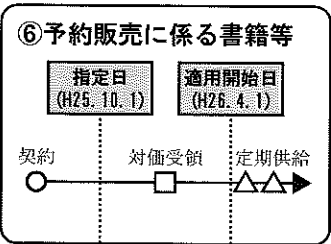
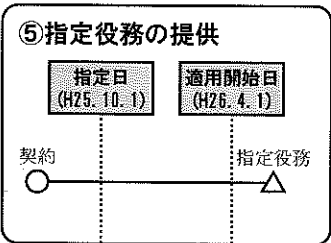
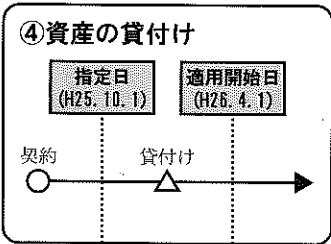
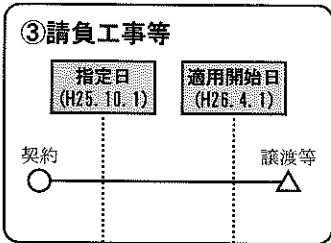
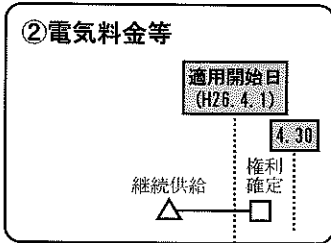
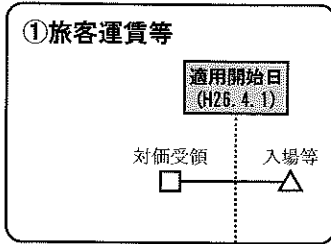
税率引き上げに伴い、新たな税率が適用開始となる以前の取引内容に應じ、改正前の税率（5%）が適用される経過措置が設けられています。

また、消費税の円滑な転嫁が行われることと、価格の

主な税制上の経過措置の内容

消費税法の一部が改正され、次のような契約に基づく取引については、8%への税率引き上げ後においても改正前の税率5%が適用されるとする経過措置が設けられています。

① 旅客運賃等
平成26年4月1日以後に



行う旅客運送の対価や映画・

演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日前に領収しているもの

② 電気料金等
継続供給契約に基づき、平成26年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年4月1日から平成26年4月30日まで

③ 請負工事等
平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した工事（製造を含みます）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含み

なお、消費税法の一部改正で、消費税収入の使途を年金等の社会保障4経費に充てることが明確化されました。

④ 資産の貸付け
平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した資産の貸付けに係るものに限り、平成26年4月1日以後に行う当該資産の貸付け

⑤ 指定役務の提供
平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないも

⑥ 予約販売に係る書籍等
平成25年10月1日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他

表示について定めた消費税転嫁法が6月に参院で成立しました。

こうした消費税率引き上げに伴う税制上の経過措置や、転嫁法のあらましをまとめました。

* 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便宜の提供に係る役務の提供をいいます。

平成26年4月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供

平成26年4月1日以前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年4月1日から平成26年4月30日まで

平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないも

平成25年10月1日以前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他

平成26年4月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供

の物品に係る対価を平成26年4月1日前に領収している場合で、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの

⑦ 特定新聞等

不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞又は雑誌で、発行者が指定する発売日が平成26年4月1日前であるものうち、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの

⑧ 通信販売

提示した条件に従って平成26年4月1日以後に行われる商品の販売

平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります）に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、平成26年4月1日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供

⑨ 有料老人ホーム

9項以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が設けられていますが、国税庁「消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」を参照ください。
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/pdf/2191.pdf>

転嫁拒否行為への是正措置が

消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するために成立した特別措置法（消費税転嫁法）では、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を是正するとともに、価格表示についての特別措置が定められました。

■ 特定事業者の遵守事項

この法律で対象としている事業者は、特定事業（大規模小売事業者等）と特定供給事業者（大規模小売業者に継続して商品や役務の供給する事業者等）で、特定事業者は特定供給事業者に対して次の行為を行ってはならないと定めています。

1. 消費税の転嫁拒否等の行為

- ① 減額・買いたたき、② 購入拒否・役務の利用強制・不当な利益提供の強制、③ 税抜き価格での交渉の拒否
 2. 報復行為
- 特定供給事業者が公正取引委員会等に転嫁拒否等の行為に該当する事実を知らせたことを理由として、取

引の数量を減じ、取引を停止し、その他の不利益な取り扱いをすること）
 法律では、こうした行為があつた際には是正する制度を設けています。

厚生取引委員会などの関係省庁が報告徴収や検査を行い、指導・助言し、転嫁を拒否した消費税分の支払いを求める措置請求を行い、さらに違反行為が繰り返される悪質な場合は、是正を勧告し、企業名を公表することになっています。

■ 転嫁を阻害する表示の是正

事業者が消費税に関連するような形で安売りの宣伝や広告を行うことを禁止する規定が設けられています。次のような消費税の転嫁を阻害する表示をしてはならないと定めています。

① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示（消費税は転嫁しません等）、

② 取引相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の消費税との関連を明示しているもの（消費税

率上昇分値引きします等）、

③ 消費税に関連して取引相手方に経済上の利益を提供する旨の表示（消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します等）。

■ 価格表示の特別措置

円滑な転嫁の確保及び事業者の事務負担への配慮から、価格の表示について特別措置が講じられています。

① 円滑かつ適正な転嫁のため必要がある時は現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しない（総額を表示する義務を緩和し、税抜き表示を認める）

② 前記により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない

③ 税込価格を表示する場合、円滑かつ適正な転嫁のため必要あるときは、税込み価格に併せて、税抜き価格または消費税の額を表示するものとする

（国税庁・公正取引委員会資料参照）



佐沼税務署

人事異動のお知らせ

菊池 署長

(H25.7.10付：敬称略：署外異動)

【転入】

- ▽署長 菊池 正幸 (仙台中署筆頭副署長)
- ▽法人課税部門統括 木村 望 (仙台中署統括調査官)
- ▽総務係長 佐藤 亘 (白河署総務課主任)
- ▽総務課上席徴収官 千葉 智恵 (水沢署管理運営)
- ▽総務課上席徴収官 齊藤 明年 (仙台国税局徴収部)
- ▽総務課徴収官 岩淵真理子 (古川署管理運営)
- ▽総務課 九里 和哉 (仙台北署管理運営)
- ▽個人課税部門上席 佐藤 隆志 (仙台中署個人課税)
- ▽個人課税部門上席 高橋 利一 (築館署個人課税)
- ▽個人課税部門 瀬ヶ沼 淳 (古川署総務係長)

【転出】

- ▽仙台国税局税務相談室 大内 和義 (署長)
- ▽いわき署特別調査官 佐藤 利徳 (法人部門統括)
- ▽仙台国税局調査査察部 鈴木 雅也 (総務係長)
- ▽仙台中署管理運営部門 嶋脇 礼 (総務課担当)
- ▽石巻署管理運営部門 坂屋 務 (総務課上席徴収官)
- ▽弘前署管理運営部門 花見 仁 (総務課徴収官)
- ▽青森署管理運営部門 白山 純一 (総務課上席徴収官)
- ▽仙台北署特別調査官付 伊藤 勇 (法人部門上席)
- ▽石巻署個人課税部門 熊谷 早苗 (法人部門上席)
- ▽仙台南署資産課税部門 小成 勝則 (法人部門上席)

発行日 平成25年7月30日
 発行人 公益社団法人登米法人会
 会長 浅野 俊

編集 広報委員会

横浜南法人会で御礼を述べる浅野会長



▲全法連会館での研修風景

全法連と横浜南法人会を視察・訪問!

登米法人会では、七月一日～二日、全法連、横浜南法人会を訪問視察する役員研修会を開催しました。

この研修会は、公益法人役員としての知識・心構え等の研鑽を目的として開催したもので、一日目は、全法連・秋山事務局次長から「公益社団のガバナンス確保のあり方等」について講話を頂きました。

二日目は、公益事業の研修・情報交換に横浜南法人会を訪問。東日本大震災復興支援等に三度も登米市を訪れ、復興義援金を寄付して頂いた御礼を兼ねての訪問でした。参加された役員の方々は「大変有意義な研修だった。来年もぜひ開催したい。」と話しておりました。

登米法人会女性部会

第7回パークゴルフ大会を開催!



優勝した高田貞子さんの喜びのことは



小雨の中和やかにプレー

去る7月12日、女性部会親睦事業「第7回パークゴルフ大会」が、加護坊パークゴルフ場で開催されました。梅雨真っ只中、会場は時折小雨が降りつける、7月にしては打ってつけのパークゴルフ日和?の中、参加された部会員は和気あいあいと4コースをまわり、爽快な汗を流しました。結果は次の通りです。(敬称略)

- 優勝 高田 貞子 (株)高田商店
- 準優勝 岩間まき子 (有)そばの里更科
- 第3位 菅原 順子 大同生命保険(株)

一般社団法人 宮城県法人会連合会 平成25年度 定時社員総会



宮城県連通常総会で菅原会長挨拶

(一社)宮城県法人会連合会通常総会 登米法人会から四名が受彰!

去る六月十二日、(一社)宮城県法人会連合会平成二十五年定時社員総会が仙台国際ホテルで開催され、今年度の重点実施事項として東日本大震災復興への支援活動、公益事業活動の拡大などが決議されました。又、総会席上、登米法人会から次の四名の方々が表彰を受けられました。

- (公財)全国法人会総連合会長表彰(功労者)
理事 渡辺 光悦氏
理事 只野 佳旦氏
- (一社)宮城県法人会連合会会長表彰(功労者)
理事 千葉 治男氏
事務局長 岩淵 仁一氏

郵便番号 987-0511
 宮城県登米市迫町佐沼字上舟丁12番地8
 ☎ (0220) 22-6617 E-mail: tomejun@netne.jp
 URL http://www.tome-houjinkai.com/



法人税確定申告書を提出する際、この会員シールを切り取って「別表一」の下の欄中央に貼付して提出して下さい。